

高齢者・障害者従事者等による虐待防止研修  
類型別のポイント

## ⑤ 経済的虐待

いわき市権利擁護アドバイザー  
上田晴男

## 養介護施設従事者等による高齢者虐待類型(例)

v 経済的虐待	<p>○ 本人の合意なしに(※2)、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。</li> <li>・ 金銭・財産等の着服・窃盗等(高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない)。</li> <li>・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。</li> <li>・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。</li> </ul> <p>など</p>
---------	--

(※2)本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者又は親族との関係性・従属性や従来の上帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

## 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待類型(例)

### 経済的虐待

○ 本人の同意(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様)なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

#### 【具体的な例】

- ・ 本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。
- ・ 年金や賃金を管理して渡さない。
- ・ 年金や預貯金を無断で使用する。
- ・ 本人の財産を無断で運用する。
- ・ 事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- ・ 本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。
- ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等(障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない)。
- ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- ・ 本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。
- ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

# 経済的虐待における虐待要因

## 状態要因

- 職員の精神的不安定（ストレス等を含む）
- 利用者の精神的不安定（ストレス等を含む）

## 状況要因

- 職員の経済的困窮（債務超過等を含む）
- 法人・事業所・職員の倫理観の欠如
- 法人・事業所のずさんな経営・運営（不正・犯罪含む）

## 関係要因

- 職員の個人的関係性による依存
- 支配→被支配の関係性

# 経済的虐待の要因への対応

## 状態要因

- コミュニケーションの確保・充実
- 職員・利用者のアセスメント
- 医療的ケア等の確保

## 状況要因

- 職員の相談支援
- 法人・事業所運営の適正化（監査等含む）
- 適切な理念・倫理観の定着

## 関係要因

- 社会的関係性の理解と実践
- 価値観の転換
- 適切な支援の実践

## 【エピソード①】 不当に金を渡さない、使わせない

本人：20代 男性 知的障害 療育手帳B 障害年金 2級受給あり

週3回就労支援利用 両親と同居している

父が世帯の金銭管理者。本人は月5,000円の小遣いで生活している。今後一人暮らしを希望しているが、父からは「そんな金はない」「お前に渡すところがない」と取り合ってくれず、これまでの収入がどのように管理されているか分からない。

⇒本人が金銭管理できないから、いくら預金があってどのように使われているかわからなくてもよいの？

A.年金や工賃は本人に支給されたものです。一定程度支援が必要かも知れませんが、本人は十分金管理ができる状態と考えられます。またより重度の障害がある場合でも本人の状態に対応した支援（成年後見制度の利用等）を確保して本人が望む生活を可能な限り実現していくことが求められます。

## 【エピソード②】 不当に金を渡さない、使わせない

本人：30代 女性 知的障害 療育手帳B 障害年金 2級受給あり

週3回就労支援利用 GHで生活している。

本人は将来一人暮らしを希望している。GHの世話人が本人の金銭管理を行っており、世話人が決めた一日500円の小遣いで対応している。しかし、500円ではお昼代、飲み物代を購入できず、「小遣いを増やしてほしい」と本人が世話人に相談すると、「一人暮らしをするためにお金を貯めなくちゃいけないから増やせないよ。」と増やしてもらえない。

⇒本人の目標を達成するための管理だから虐待にはならない？

A.本人のお金を世話人が一方的に制限することはできません。将来のためであれば関わっている支援が参加する支援会議の中で本人を含めて日々の小遣いや貯金額を無理のない形で設定すべきです。

ご清聴  
ありがとう  
ございました。

